24 日玩協第 323 号 2024 年 11 月 28 日

会員・ST マーク使用許諾契約企業 各位

一般社団法人 日本玩具協会 会長 前田 道裕

「ST 検査結果の有効期間」の取扱い(国内製造品関係)の改定について(通知)

皆様には当協会の玩具安全事業の推進にご協力を頂いておりますことにお礼を 申し上げます。

さて、「日本玩具協会の輸入玩具安全対策の強化について」(19 日玩協第 719 号)にて、「ST マーク使用許諾契約に係る検査結果(ST 検査結果)の有効期間」に関し、輸入品にあっては「通関の日」、国内で製造する製品については「出荷の日」を基準として、この有効期間内にあるかどうかを判断する旨を通知しています。

なお、上記の通知の発出以降、海外で、玩具安全規制の実施に関し「製造日」を利用することが進んできています。また、ST マーク制度においては、国内製造品の中には、在庫を全て出荷するのにある程度の期間を必要とするものもあり、そのような製品はST マーク取得に消極的になるといった弊害が指摘されています。

つきましては、2024年11月28日開催の理事会において、上記「通知」を改定し、下記のとおり、国内製造品について、「ST検査結果の有効期間」の判断基準となる日を「出荷の日」から「製造の日」に改定し、併せて、「製造日」について具体的な確認方法を定めましたので、通知させて頂きます。なお、本件改定は、理事会の決定をもって即日から実施致します。

記

- 1. 「日本玩具協会の輸入玩具安全対策の強化について」(19 日玩協第 719 号: 平成 19 年 9 月 25 日)の「対策実施の細則関係」「記 1 (2)」を下記のとお り改定する。(改定は下線部個所)
 - 記1(2)検査の有効期間は、国内で製造する製品については<u>「製造の日」</u>が、輸入品にあっては「通関の日」が、(検査の合格の日を起点と する)2年間の範囲に入っているかによって判断する。

- 2.「製造の日」を確認する「エビデンス」として、次のようなものがある。
 - ① 商品又は包装(商品パッケージ)に表示された「製造日」
 - ② 商品又は包装(商品パッケージ)に表示された、「製造日」を遡及することができるラベル(トラッキングラベル)等
 - ③ 外部に生産委託した場合、当該外注先の納品書等(納品日等の記載のあるもの)
 - ④ 上記が無い場合には、この書面に添付された様式による「今後出荷予定 の在庫品」リスト(当該商品の ST 検査結果の有効期限の日付、現在の 在庫数を明記して提出)
- 3. (「日付」表示のない)「年月」のみの表示の「製造日」は、当該月の末日に 製造されたものとみなす。
- 4. なお、上記2の「エビデンス」の扱いは下記のとおりとする。

上記2.①~③のエビデンスは、自社で管理することで良い。

なお、日本玩具協会から提供等の要請があった場合には対応できるようにしておくこと。

上記 2. ④のエビデンスは、当該商品の ST 検査結果の有効期限から遡って 1 ヵ月以内に日本玩具協会事務局に提出すること。